

消防署からのお知らせ

10月15日から31日は全道秋の火災予防運動期間です

統一防火標語

「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」

夏も終わり、だんだんと寒くなってきました。秋から冬にかけては暖房器具を使用する機会が増えるため、火災が発生しやすい季節といえます。火災の発生を防止し、悲惨な焼死事故をなくすため、全道一斉に秋の火災予防運動を実施します。

火災原因の多くは私たちのちよつとした油断や不注意から発生しているのをご存知でしょうか？火を出さない環境づくりとともに「火の用心」の気持ちを忘れず、尊い生命と大切な財産を守りましょう。

◇ 住宅火災くいのちを守る8つのポイント◇

4つの習慣

- ① 寝たばこは、絶対しない
- ② ストープのそばに、燃えやすいものを置かないようにする
- ③ ガスコンロなどのそばを離れる時は、必ず火を消す
- ④ 電気器具のたこ足配線はしない

4つの対策

- ① 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ② 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災製品を使用する
- ③ 火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器などを設置する
- ④ お年寄りや子供、身体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制をつくる



◇ 住宅用火災警報器の点検・お手入れ忘れずに

住宅用火災警報器の設置が義務化され、10年が経過しました。有事の際、住宅用火災警報器が正常に作動するように、日頃から点検と手入れをしておきましょう。電池交換（交換できない機種は、本体を新しいものに取り換えてください）や定期的な作動確認（点検ボタンを押す、またはひもを引く）を行いましょ。



消毒用アルコールの安全な取扱いについて



今般、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のために消毒用アルコールやアルコールペーパー（除菌シート）類を使用する機会が増えています。消毒用アルコールは引火しやすく、また、発生する可燃性蒸気は空気より重いため、低所に滞留しやすい性質があります。多量に取り扱う場合は次のことに十分注意しましょう。

- ① 消毒用アルコールを使用するときは、ガスコンロや石油ストーブ（ポータブルストーブ）などの火気製品の近くでは引火する恐れがあるので使用しないように注意してください。
- ② 室内消毒をするための散布や、消毒用アルコールの容器詰替えをするときは、可燃性蒸気が滞留する恐れがありますので、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。
- ③ 消毒用アルコールの容器を設置・保管するときは、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。
- ④ 消毒用アルコールは消防法に定める危険物の第四類アルコール類に該当します。消毒用アルコールの指定数量（※1）は400リットルで、同一の場所で1つの危険物を貯蔵し取扱う場合は消防法の規制をうけますので注意してください。

※1：危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量

お問い合わせ先 北留萌消防組合消防署予防課 ☎ 62-1246